

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和4年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

1 特定の事件(令和4年度)

まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

市民局市民協働推進課、都市建設局(都市建設総務室、まちづくり推進部、リニア駅周辺まちづくり部(旧広域交流拠点推進部))、各区役所まちづくりセンター、公益財団法人相模原市まち・みどり公社

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和6年2月8日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【仕様書記載内容に係る報告について(市営住宅課)】 市営住宅では指定管理者制度が採用されており、仕様書には、市営住宅の管理運営上必要な業務や指定管理者に実施を義務付ける事業などが記載されている。指定管理者は、それらの実施内容について事業報告書にて市に報告しなければならないが、少なくとも令和3年の事業報告書にはそのような記載がない項目が見られた。市は仕様書に定められた項目については事業報告書に記載し、報告するように指定管理者を指導する必要がある。 (報告書 104頁)	【仕様書記載内容に係る報告について(市営住宅課)】 事業報告書に記載のない項目として指摘のあった広聴広報活動等(第11条)及び環境配慮への取組み(第13条)については、年1回、指定管理者の事務所での現場調査の際に確認を行っていたが、年度終了後に指定管理者から提出された事業報告書に記載がなかったことを確認できていなかった。また、研修等(第12条)については、毎月提出される実績報告書において報告するよう定めているため、事業報告書への記載は求めていなかった。 令和4年度よりこれらの項目について、事業報告書への記載を指導するとともに、提出された事業報告書を仕様書と突合することで、仕様書のとおり管理業務が行われていることを確認している。